

	雇用継続給付			
	高年齢雇用継続給付		育児休業給付	
支給要件	高年齢雇用継続基本給付金	高年齢再就職給付金	育児休業給付金	介護休業給付金
	支給要件	次の①～③のいずれにも該当するときに支給される ①被保険者(短期雇用特例・日雇労働を除く)に対して支給対象月に支払われた賃金額が、一定額(みなし賃金日額×30×75/100)を下ること ②60歳に達した日または60歳に達した日後、算定基礎期間に相当する期間(=みなし算定対象期間)が5年以上あること ③支給対象月に支払われた賃金額が、支給限度額(339,560円)未満であること	次の①～⑥のいずれにも該当するときに支給される ①受給権者が60歳に達した日以後、安定した職業に就き、被保険者 ②支給資格に係わる離職日における算定基礎期間が5年以上あること ③基本手当の支給を受けたことがあること ④再就職後の支給対象月に支払われた賃金額が、一定額(賃金日額×30×75/100)を下ること ⑤就職日の前日の基本手当の支給残日数が100日以上あること ⑥再就職後の支給対象月に支払われた賃金額が、支給限度額(339,560円)未満であること	次の①・②のいずれにも該当するときに支給される ①被保険者(高年齢継続・短期雇用特例・日雇労働を除く)が、1歳(1歳に達した日後の期間に休業することが雇用の継続のために特に必要であると認められる場合として省令で定める場合に該当する場合は、1歳6ヶ月)に満たない子を養育するための休業(育児休業)をしたこと ②育児休業開始日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること
支給期間	①60歳到達時に被保険者であった期間が5年以上であるとき → 60歳到達月～65歳到達月 ②60歳到達後に被保険者であった期間が5年に達したとき → 5年に達した月～65歳到達月	①支給残日数が200日以上であるとき → 2年経過日の属する月まで ②支給残日数が100日以上200日未満であるとき → 1年経過日の属する月まで ③離職日の翌日から2年(①のとき)又は1年(②のとき)経過日の属する月が65歳到達月後であるとき → 65歳到達月まで	・支給単位期間 育児休業期間を、休業開始日または各月においてのその日に相当し、かつ、休業した期間内にある日(休業開始当日)から各翌月の休業開始応答日の前日(育児休業を終了した日の属する月にあつては、その休業を終了した日)までの各期間に区分した一の期間をいう	・支給単位期間 介護休業期間(対象家族を介護するための休業を開始した日から起算して3ヶ月を経過する日までの期間に限る)を、休業開始日または各月においてのその日に相当し、かつ、休業した期間内にある日(休業開始当日)から各翌月の休業開始応答日の前日(介護休業を終了した日の属する月にあつては、その休業を終了した日)までの各期間に区分した一の期間をいう
支給額	1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×61/100未満であるとき 支給対象月に支払われた賃金額×15/100 1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×61/100～75/100未満であるとき 当該賃金額の割合が逦増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で逦減するように省令で定める率を乗じて得た額 1支給対象月の賃金が、みなし賃金日額×30×75/100以上であるとき 不支給	1支給対象月の賃金が、基本手当日額の算定基礎となった賃金日額×30×61/100未満であるとき 再就職後の支給対象月に支払われた賃金額×15/100 1支給対象月の賃金が、基本手当日額の算定基礎となった賃金日額×30×61/100～75/100未満であるとき 当該賃金額の割合が逦増する程度に応じ、15/100から一定率の割合で逦減するように省令で定める率を乗じて得た額 1支給対象月の賃金が、基本手当日額の算定基礎となった賃金日額×30×75/100以上であるとき 不支給	育児休業期間中に事業主から賃金が支払われなかった場合(※) 育児休業期間中に事業主から賃金が支払われた場合 a) 休業開始時賃金日額×支給日数×50/100×30/100以下 b) 休業開始時賃金日額×支給日数×30/100超80/100未満 c) 休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上 休業開始時賃金日額×支給日数×50/100(※) 休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金 不支給	介護休業期間中に事業主から賃金が支払われなかった場合 介護休業期間中に事業主から賃金が支払われた場合 a) 休業開始時賃金日額×支給日数×40/100以下 b) 休業開始時賃金日額×支給日数×40/100超80/100未満 c) 休業開始時賃金日額×支給日数×80/100以上 休業開始時賃金日額×支給日数×40/100(※) 休業開始時賃金日額×支給日数×80/100 →支給単位期間に支払われた賃金 不支給
上限額	上記方法により算定された額+賃金額が支給限度額(339,560円)を超えるとき → 支給限度額から賃金額を減じて得た額が支給される		休業開始時賃金日額の上限額は、受給資格に係わる離職日において30歳以上45歳未満の者に係わる賃金日額の上限額である	
下限額	上記方法により算定された額が、受給資格者の賃金日額の下限額(2,290円)の80/100(1,832円)を超えないとき → 支給されない			—
支給申請手続	被保険者は、初めて支給を受けようとするときは、申請書に雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書を添えて、支給対象月の初日から起算して、4ヶ月以内に所轄職安所長に提出しなければならない	被保険者は、初めて支給を受けようとするときは、申請書を再就職後の支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内に、所轄職安所長に提出しなければならない	被保険者は、初めて支給を受けようとするときは、支給単位期間の初日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月までに、申請書に雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書を添えて所轄職安所長に提出しなければならない	被保険者は、支給を受けようとするときは、介護休業終了日の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月までに、申請書に雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書を添えて所轄職安所長に提出しなければならない
	事業主は、労使協定があるときは、被保険者に代わって、申請書を提出することができる			
備考	・支給対象月 被保険者が60歳に達した日の属する月から65歳に達した日の属する月までの期間内にある月であつて、その月の初日から末日まで引き続き被保険者であり、育児・介護休業給付金を受けることができる休業をしなかった月をいう ・支給対象月に、疾病・負傷・事業所の休業等の理由で職安所長が定めるものにより支払を受けることができなかった賃金があつても、その支払を受けたものとみなして支給額が算定される。したがつてこれらの理由によって、賃金が低下しても、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない ・みなし賃金日額 60歳に達した日(被保険者であった期間が5年に満たないときは、5年に達した日)を受給資格に係る離職の日とみなして算定した賃金日額をいう。 ・60歳到達月から65歳到達月までの期間内にある月なので、高年齢継続被保険者にも、高年齢雇用継続給付が支給されることがある	・再就職後の支給対象月 就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して、2年(基本手当の支給残日数が200日未満の被保険者は、1年)を経過する日の属する月までの期間内にある月であつて、その月の初日から末日まで引き続き被保険者であり育児・介護休業給付金を受けることができる休業をしなかった月をいう ・再就職したのが、60歳に達した日以後であれば、離職日は60歳に達した日の前でも後でもよい	・育児(介護)休業とは次の要件を満たす休業をいう ①支給単位期間において、職安所長が就業していると認める日数が10日以下であること ②被保険者が事業主に申し出ていること ③育児休業期間について、その初日及び末日(休業終了予定日)を明らかにしていること 等々 ・「い・い・ママ育児プラン制度」の特例 被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が当該子の1歳に達する日以前(のいずれかの日)において当該子を養育するための休業をしている場合は、一定の要件を満たすことにより、その子が1歳2か月に達する日の前日までの間に最長1年まで育児休業給付金が支給される。 ・みなし被保険者期間 休業を開始した日の前日からさかのぼって1ヶ月ごとに区分し、その区分された1ヶ月の間に賃金支払基礎日数が11日以上ある場合に、その期間を1ヶ月のみなし被保険者期間として計算する。ただし、次の期間は、被保険者であった期間に含めない。 ①最後に被保険者となつた日前に、受給資格、高年齢受給資格、特例受給資格を取得した場合、その資格に係わる離職日以前における被保険者だった期間 ②被保険者の資格取得の確認があつた日の2年前の前日における被保険者だった期間 (特例対象者については、被保険者の負担すべき雇用保険料相当額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日以前における被保険者だった期間)	・休業開始時賃金日額 給付金の支給を受けようとする被保険者を受給資格者と、当該被保険者が給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして算定されることとなる賃金日額に相当する額をいう ・支給日数 「休業を終了した日の属する支給単位期間(当該支給単位期間における休業を開始した日又は休業開始応答日から休業を終了した日までの日数)」又は「30日」